

I 計画の策定にあたって

- 計画策定の趣旨：本計画は、これまでの計画の理念を踏襲しつつ、取組をさらに強化するとともに、ひとり親家庭等を取り巻く状況を踏まえ、府としての取組みを示すことを目的に策定するもの
- 位置づけ：母子及び父子並びに寡婦福祉法第 11 条に規定する「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を踏まえた、同法第 12 条に定める自立促進計画
- 計画期間：令和 7 年度から令和 11 年度の 5 年間
- 基本理念

～ひとり親家庭等の暮らしの安定と向上を実現し、希望の持てる将来へ～

子育てと生計をひとりで担っているひとり親家庭等が、社会を構成する子育て家庭のひとつの家族形態として、自らの力を発揮し安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることのできる社会づくりをめざす。

II ひとり親家庭等を取り巻く現状・課題 ※アンケート調査結果より

- ▶ 母子家庭の母の 90%以上が就業しているものの、半数近くはパート・アルバイト等での就労形態で、収入は低水準。
- ▶ 父子家庭では、子どもの養育、家事等の生活面で困難を抱えている。
- ▶ ひとり親世帯で、養育費を受け取っていない割合は約 70%以上、親子交流を実施していない割合は約 50%以上。
- ▶ 相談窓口となる施設や制度等を知らなかった割合が大半を占めており、これらの利用実績についても低い状況にある。

III 推進にあたっての基本的な考え方

- 国、大阪府、市町村等の役割分担と連携による支援
- 福祉と雇用をはじめ幅広い行政分野の連携による支援

IV 計画の基本目標及び具体的取組み ※網掛けの取組は、今次計画において重点施策としたもの（新規含む）

1. 就業支援

母子家庭等就業・自立支援センター事業における就業と生活支援を組み合わせた支援を軸としながら、関係機関・事業との連携のもと総合的な取り組みとして推進していく。

【就業あっせん】

- ① **母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進** **重点**
- ② 母子・父子自立支援プログラム策定等事業と生活保護受給者等就労自立促進事業等との連携
- ③ 地域就労支援事業による就労支援
- ④ 母子・父子自立支援員による就業相談
- ⑤ OSAKA しごとフィールドによる就労支援
- ⑥ 公共職業安定機関等と連携した求人情報の提供
- ⑦ 公共職業安定所（ハローワーク）における就業紹介

【職業訓練等の実施・促進】

- ① 公共職業訓練の実施
- ② **就業支援講習会の実施** **重点**
- ③ 母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業等の実施
- ④ 技能習得期間中の生活資金貸付けの実施
- ⑤ 職業能力形成プログラム（ジョブ・カード制度）の推進

【就業機会創出のための支援】

- ① **民間事業主に対するひとり親家庭の親の雇用の働きかけ** **重点**
- ② ひとり親家庭の親の雇用に配慮した官公需発注の推進
- ③ 母子・父子福祉団体等への業務発注の推進
- ④ 公務労働分野におけるひとり親家庭の親等の非常勤職員での雇用を通じた正規雇用へのステップアップ
- ⑤ **ひとり親家庭の親の雇用を進める事業主への表彰制度の実施** **重点**
- ⑥ ひとり親家庭の親の職場定着支援等の取組を推進
- ⑦ 特定求職者雇用開発助成金の活用
- ⑧ 試用雇用（トライアル雇用）を通じた早期就職、常用雇用への移行の促進
- ⑨ 助成金を活用した正規雇用への転換等の促進

2. 子育てをはじめとした生活面への支援

子育てを行いながら就業等ができるよう、生活面への支援を行う。

- ① 保育所等優先入所の推進
- ② 多様な保育、子育て支援サービスの提供
- ③ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実
- ④ ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施やファミリー・サポート・センター事業の活用
- ⑤ 生活支援講習会等事業の実施
- ⑥ 母子生活支援施設を活用した生活支援、自立支援
- ⑦ 公営住宅における優先入居の推進等
- ⑧ 住居確保給付金（生活困窮者自立支援制度）による住居の確保等
- ⑨ **子どもの学習支援等の推進** **重点**
- ⑩ **子ども輝く未来基金を活用したひとり親家庭への支援** **重点**

3. 共同養育の推進

子どもの福祉の観点から、親子交流支援や養育費の受給等促進を行う。

- ① **離婚前後の親等への普及啓発** **重点**
- ② **親子交流に向けた支援** **重点**
- ③ **養育費確保に向けた取組の推進** **重点**
- ④ 養育費等相談支援センター等との連携
- ⑤ 法律等相談事業の実施
- ⑥ 母子・父子自立支援員等による相談機能の強化
- ⑦ 市町村や専門機関との連携

4. 経済的支援

他制度との連携も含めた円滑な貸付・給付事務等を実施する。

- ① 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の円滑な貸付事業の実施
- ② 児童扶養手当の給付業務の実施等
- ③ ひとり親家庭医療費助成等の実施
- ④ 各種減免・奨学金制度の実施等による就学支援

5. 相談機能の充実

支援機関等の連携により、適切な支援につなげる相談機能の充実等を図る。

- ① **府立母子・父子福祉センターにおける相談機能の充実** **重点**
- ② 母子・父子自立支援員等による相談事業の実施
- ③ 土日・夜間相談事業の実施
- ④ 困難な問題を抱える女性への支援
- ⑤ 配偶者暴力相談支援センターによる相談事業の実施
- ⑥ 子ども家庭センター等による相談事業の実施
- ⑦ 母子父子福祉推進委員による情報提供等の充実
- ⑧ 府・市町村担当課による情報提供等の充実
- ⑨ 関係機関との相互連携の推進
- ⑩ 福祉と教育との連携強化

6. 人権尊重の社会づくり

ひとり親家庭等の人権が不当な差別や偏見により侵害されることのないよう、人権啓発の取組みを進める。

- ① 人権啓発に関する施策の推進
- ② 入居差別解消に向けた啓発の実施
- ③ 企業に対する公正採用に関する啓発の実施
- ④ 個人情報の取扱い等に関する取組の推進